

(別紙2)

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）（抄）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 添加物</p> <p>A～C (略)</p> <p>D 成分規格・保存基準各条</p> <p>成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。</p> <p>添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。遺伝子組換えに係る審査を受けた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。</p> <p>(略)</p> <p>アゾキシストロビン Azoxystrobin</p> <p>(略)</p> <p><u>Methyl (E)-2-({2-[6-(2-cyanophenoxy)pyrimidin-4-yl]oxy}phenyl)-3-methoxyacrylate</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>E (略)</p>	<p>第2 添加物</p> <p>A～C (略)</p> <p>D 成分規格・保存基準各条</p> <p>成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。</p> <p>添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。遺伝子組換えに係る審査を受けた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。</p> <p>(略)</p> <p>アゾキシストロビン Azoxystrobin</p> <p>(略)</p> <p><u>Methyl (E)-2-{{2-[6-(2-cyanophenoxy)pyrimidin-4-yl]oxy}phenyl}-3-methoxyacrylate</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>E (略)</p>

F 使用基準

(略)

アゾキシストロビン

アゾキシストロビンは、かんきつ類（みかんを除く。）及びばれいしょ以外の食品に使用してはならない。

アゾキシストロビンは、アゾキシストロビンとして、かんきつ類（みかんを除く。）にあつてはその1kgにつき0.010g、ばれいしょにあつてはその1kgにつき0.007gを超えて残存しないように使用しなければならない。

(略)

F 使用基準

(略)

アゾキシストロビン

アゾキシストロビンは、かんきつ類（みかんを除く。）以外の食品に使用してはならない。

アゾキシストロビンは、アゾキシストロビンとして、かんきつ類（みかんを除く。）1kgにつき0.010gを超えて残存しないように使用しなければならない。

(略)